

労働者派遣制度の見直しに関する検討状況

平成27年11月6日

規制改革会議雇用ワーキング・グループ

ヒアリング用資料

厚生労働省 職業安定局

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

労働者派遣制度の見直し

労働者派遣法改正法の改正

規制改革実施計画（平成25年6月14日 閣議決定）

事項名	概要	時期
労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度については、下記の事項を含め、平成25年秋以降、労働政策審議会において議論を開始する。 派遣期間の在り方（専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度） 派遣労働者のキャリアアップ措置 派遣労働者の均衡待遇の在り方	平成25年検討・結論、結論を得次第措置

平成27年改正の経緯

- 平成25年8月 「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の報告書とりまとめ。
- 平成26年1月 労働政策審議会労働力需給制度部会において報告書とりまとめ（建議）。
- 平成26年3月 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第186回通常国会、第187回臨時国会に提出。それぞれ審議未了により廃案。
- 平成27年3月 第189回通常国会に、与党政調会長合意を踏まえた修正を行ったうえで再提出。衆議院で可決の後、参議院において与党修正を経て可決、衆議院に回付され、平成27年9月11日に成立。
- 平成27年9月 労働政策審議会の審議を経て、政省令等を公布。9月30日に施行

労働者派遣制度の見直し

平成24年改正法の規定に関する検討

規制改革実施計画（平成26年6月24日 閣議決定）

事項名	概要	時期
労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。	平成26年度開始

平成24年改正法の主な規定

1 事業規制の強化

- ・ 日雇派遣の原則禁止。
- ・ グループ企業内派遣の8割規制
- ・ 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。

2 派遣労働者の待遇の改善

- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮。
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報提供を義務化。
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示。
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保等の措置を義務化。

3 違法派遣に対する対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。（労働契約申込みみなし制度）

労働者派遣制度の見直し

平成24年改正法の規定に関する検討状況

検討状況

平成26年1月 労働政策審議会労働力需給制度部会において報告書とりまとめ（建議）。

平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き当審議会において検討を行うことが適当である。

一方、日雇派遣の原則禁止については、以下の観点に留意しつつ、法改正を行わずに実施できる見直しについて、今回の制度全体に係る見直しと併せて実施することを検討することが適当である。

労働者が日雇派遣による収入に生計を頼ることがないようにしつつも、現在の年収要件を見直すことにより雇用の機会を拡大すること

教育訓練を十分に受けていない労働者が日雇派遣に従事することによる労働災害の発生を防ぐこと

なお、今回の見直しによる業務単位での期間制限の撤廃後も、日雇派遣の原則禁止の例外であるいわゆる17.5業務については引き続き政令に規定することが適当である。

平成27年3月 労働政策審議会労働力需給制度部会において、平成24年改正法の規定に関する議論を行い、更なる議論は平成27年法改正の施行の後に再開することを確認。

平成27年9月 労働政策審議会労働力需給制度部会において、日雇派遣について議論。平成27年法改正の施行に関する審議の終了後に、議論を再開することを確認。

今後の検討

まずは日雇派遣についての議論を再開。

日雇派遣以外の平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、引き続き検討。